

大船渡都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(大船渡都市計画区域マスタープラン)

平成16年5月

岩手県

大船渡都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定 (岩手県決定)

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり決定する。

. 都市計画の目標

1. 都市計画区域の規模・範囲
2. 都市計画区域の現状・課題
3. 都市計画区域の将来像
4. 都市計画区域の基本方針

. 区域区分の決定の有無

. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
 - (1) 商業地
 - (2) 工業地
 - (3) 住宅地
 - (4) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針
 - (5) その他
2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
 - (1) 交通施設の整備の方針
 - (2) 下水道の整備の方針
 - (3) 都市施設の整備における営農条件への配慮
3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
4. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針
 - (1) 公園・緑地等の配置の方針
 - (2) 緑のネットワークの配置の方針
 - (3) 環境保全の方針

付図 大船渡都市計画区域の将来像図

「内容については別添のとおり」

理由

一体の都市として整備、開発及び保全を行い、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するため。

大船渡都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

1. 都市計画の目標

1. 都市計画区域の規模・範囲

本方針は、大船渡都市計画区域（以下「本区域」といいます。）を対象とし、その規模・範囲は以下のとおりです。

都市計画区域	市町村	範囲	面積(ha)
大船渡都市計画区域	大船渡市	行政区域の一部	6,923

大船渡都市計画区域



2. 都市計画区域の現状・課題

本区域は、江戸時代には仙台藩の支配下であり、近代に入ると気仙郡役所が設置され、気仙地域の中心拠点として発展してきました。温暖で恵まれた自然のもと、農業・水産業が盛んであり、また、積極的な工業導入も行われました。近年は、大船渡港を中心とした物流拠点として、周辺地域における拠点性を高めつつあります。

しかし、産業構造の変化や少子・高齢化の進展による人口の減少により、都市機能の低下が懸念される状況にあり、三陸縦貫自動車道等の整備促進による交流ネットワークの形成を図り、産業活動や住民の生活の利便性を高めるとともに、都市機能を再構築する必要があります。

3. 都市計画区域の将来像

「岩手県都市計画ビジョン」において掲げた都市づくりを実現するため、本区域の将来像を次のとおり掲げます。

三陸リアスの海洋拠点都市

リアス海岸の海や山の自然と生活空間の調和を図るとともに、津波などの災害から安心して生活できる快適な居住環境と、海上交通と陸上交通の結節を活かした産業拠点や観光リゾート拠点の形成を図ります。

また、三陸縦貫自動車道の整備に伴う広域的な交通ネットワークの形成を図るとともに、都市軸の形成によって都市内拠点間の機能連携を図ります。さらに、2つの都市拠点を位置付け、都市機能集積の充実と強化を図ります。

4. 都市計画区域の基本方針(実線囲みは都市計画区域の特色を活かし推進すべき方針)

(1)海や山の自然と調和した三陸リアスの生活空間の形成

リアス海岸海浜空間と、山地部の魅力と個性を生かし、自然と都市が調和した生活空間の形成を目指します。

(2)安心して生活できる快適な居住環境の形成

過去の津波災害などの教訓を活かし、防災への配慮や安全な道路網などを形成することで、より安心して生活できる快適な居住環境の形成を図ります。

(3)海上交通と陸上交通の結節を活かした産業活動の展開

海上交通と陸上交通の結節機能を活用して、それぞれの地区に合った工業機能の導入を図り、活発な産業活動を展開します。

(4)広域的なネットワークの形成と都市内拠点間の機能連携を支える都市軸の形成

三陸沿岸地域や県域をこえた広域的な交通ネットワークの形成を図るとともに、高規格道路等の活用により、都市内の機能連携を支える交通体系の形成を図ります。

(5) 2つの都市拠点の形成と都市機能の充実・強化

市街地の中心拠点が、盛地区と大船渡地区の2つあることを踏まえ、それぞれの特性を活かした魅力的な生活拠点ゾーンの形成を図るとともに、市民の余暇ニーズに対する機能や空間の形成を促進し、高齢化等に対応した都市機能の充実・強化を図ります。

．区域区分の決定の有無

本区域においては、区域区分を定めないものとします。

< 判断根拠 >

- ・ 行政区域全体の動向を見ると、人口動向、産業動向が減少傾向にあり、都市的土地利用の動向は余り活発な状況ではありません。
- ・ また、整備が進む大船渡港周辺や三陸縦貫自動車道のインターチェンジ周辺については、土地利用状況や人口動向等を踏まえると、無秩序な市街化が急速に進展するとは考えにくく、また、区域区分以外の土地利用規制で対応できるものと判断されます。
- ・ したがって、現状においては区域区分を定めず、他の土地利用施策等で対応することとします。

区域区分・・・無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分することです。本県では、盛岡広域都市計画区域のみ定めています。

1. 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 商業地

- ・ 盛川、立根川及び大船渡湾沿岸の低地部は、地形的な制約から本区域の市街地の大半を占めており、住宅地をはじめ商業・業務、行政機能等の主要な都市機能が集積していることから、本区域の都市的土地利用の中心をなしています。
- ・ 大船渡駅周辺並びに盛駅周辺を本区域の広域型商業地と位置付け、それぞれ、観光・レクリエーション機能と連携した玄関としての商業地、大型店と商店街との連携による活気ある商業地の形成を図ります。
- ・ 立根地区をロードサイド型商業地と位置付け、中心商業地とのバランスに配慮しつつ、農林漁業との適切な調整を図りながら地区型商業地の形成を図ります。
- ・ 下船渡駅周辺及び陸前赤崎駅周辺を、日常生活を支える近隣型商業地と位置付け、商業・サービス機能の充実・強化や地域交流拠点の形成を図ります。

(2) 工業地

- ・ 三陸縦貫自動車道による広域交通体系との接続を考慮し、大船渡北インターチェンジ及び大船渡インターチェンジ周辺の適地を新たな産業創造ゾーンとして位置付け、その設定に当たっては、農林漁業との適切な調整を行います。
- ・ おおむね、盛川左岸及び右岸については、工業の基幹施設が立地していることから、将来的にも機能を維持・強化していくものとし、既存工業ゾーンとして位置付けます。
- ・ 大船渡湾奥部では、現在の基幹産業である窯業・土石業及び木材・食品加工業が集積しているため、既存工業地と位置付け、工業機能の維持・増進を図ります。
- ・ 赤崎地区の永浜・山口一帯を、流通加工地と位置付け、食品加工拠点の形成を図ります。
- ・ 大船渡インターチェンジ及び大船渡北インターチェンジ周辺を研究・開発型工業地と位置付け、農林漁業との適切な調整を図りながら研究開発型生産拠点を形成するほか、地域密着型ベンチャー企業等の立地誘導を図ります。

(3) 住宅地

- ・ 既成市街地の住宅地は、細街路の整備による環境改善・安全性向上や、主要道路の緑化による景観等の向上を図り、良好な居住環境の形成を目指します。
- ・ 盛地区、大船渡地区の一部では、戸建住宅に共同住宅などの中層建物を加え、低中層の効率的な土地利用を図ります。
- ・ 国道45号西側の丘陵部、末崎地区、猪川地区、立根地区の大部分、赤崎地区の臨海部を除いた区域では、戸建住宅を主体とする低層低密度の住宅地の形成により、居住環境の保全を図ります。
- ・ 大船渡魚市場から下船渡駅にかけての大船渡湾沿いの区域では、魚市場やそれに関連する施設が多く立地しており、漁業関連及び観光機能を加味した活気と個性ある街並みの形成を目指します。

(4) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・ 災害の恐れがある箇所等については、市街化を抑制します。

(5) その他

- ・ 白地地域（都市計画区域内で用途地域外の地域）については、土地利用の状況などを考慮しつつ、

必要に応じて特定用途制限地域の設定や建築形態規制（容積率・建ぺい率の設定）等の土地利用規制を検討します。

- ・ また、白地地域について、他法令等により土地利用規制が行われている土地を都市的な用途に供する場合には、土地利用調整を十分に行います。

2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設の整備の方針

- ・ 本区域では、水産業を中心に工業、観光などに力を入れており、これを都市の発展に結びつけようとしていることから、交通体系の整備に当たっては、県内内陸部・沿岸北部、あるいは県外とを結ぶ広域間の交流が活発に行われるよう交通の確保に努めます。
- ・ また、本区域は、広域生活圏として陸前高田市、住田町との関係が密接であることから、地域間の交流が活発に行われるよう交通の確保に努めます。
- ・ 広域間を結ぶ道路として、三陸縦貫自動車道の整備が進められており、特に宮城県北地域につながる区間の整備の促進に努めます。
- ・ 地域間を結ぶ道路として国道45号、国道107号がありますが、狭隘区間の解消などにより今後ともこれらの道路機能の向上を図り、交流が促進されるよう維持管理に努めます。
- ・ また、隣接都市との連絡道路や都市内骨格を形成する道路については、防災道路としても重要な役割を担うことから、南北幹線軸、都心環状線、東西幹線軸としての機能を確保します。

(2) 下水道の整備の方針

- ・ 下水道は、大船渡湾の水質悪化の防止や、快適な都市的活動を保障するために重要な施設です。
- ・ 本区域の下水道は、公共下水道により整備が進められており、土地利用計画や基盤施設整備との整合を図りつつ、順次整備を推進します。

(3) 都市施設の整備における営農条件への配慮

- ・ 都市施設の整備に当たっては、営農条件の低下が起らないよう配慮します。

3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

- ・ 市街地については、機能的な商業地・良好な住宅地の確保、利便性の向上を図ります。
- ・ その方策として、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的事業、道路・下水道及び公園の整備を検討するほか、地区計画、特別用途地区等による土地利用の誘導等を検討します。

4. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(1) 公園・緑地等の配置の方針

- ・ 本区域は、大船渡湾や中心的市街地に隣接した盛川・立根川、市街地背後の山地部等、自然的要素が豊富にあることから、これらを活用して、快適性の高い都市空間の形成に努めるものとします。
- ・ 将来の土地利用計画や快適性の高い都市空間の形成等を考慮し、次のような基本方針を設定します。

水とのふれあいの空間を積極的に整備します。

計画的市街地にあっては、適正な公園・緑地の配置に努めます。

既存市街地にあっては、敷地の緑化、道路の緑化、ポケットパークの設置等により、不足しがちな公園・緑地空間を補完していきます。

計画されている総合公園を核とした緑地軸の形成を図ります。

地域の防災拠点として公園・緑地の整備に努めます。

(2) 緑のネットワークの配置の方針

- ・ 用途地域外側の森林地域は、災害防止や河川の清流化などによって重要な機能をもっていることから、森林機能を維持します。
- ・ 社寺境内やその周辺、工業地、公共施設、民有地では、既存の緑の保全とともに、緑化を促進し都市全体としての緑地量の拡大を目指します。

(3) 環境保全の方針

- ・ すぐれた海岸景観を有する陸中海岸国立公園に指定されている区域は、保全を図ります。

大船渡都市計画区域の将来像図

